

# 社会福祉法人慈楽福祉会 一般事業主行動計画

## (女性活躍推進法)

女性職員が多い職場であるため、仕事と家庭を両立できるように、そのライフサイクルに合わせた柔軟な働き方を追求し、継続して勤務しやすい環境を整えるとともに、さらに組織内で躍進を図ることのできる環境をと整えるため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 2019年 6月 1日 ～ 2024年 5月31日までの5年間

### 2.課 題

- ◆女性が継続して働きやすい職場環境の構築
- ◆女性職員の退職者数が高い

### 3.目 標

- ◆男女ともに平均勤続年数を10年以上とする

### 4.取組内容

(1)令和元年6月～

- ・採用活動の中で、女性が活躍できる職場であることをアピール
- ・産前、産後、育児休暇を整備していることを説明会等で広報
- ・現女性職員との交流の場をもち、女性が活躍できる職場であることをアピール

(2)令和元年6月～

- ・仕事と家庭の両立支援ができる支援体制を整備する
- ・職員のモチベーションの状態や悩み等を把握
- ・勤続1年未満の職員への面談を継続的に行なう
- ・女性職員が働きやすい協力的な職場風土の醸成